**週刊やすいゆたか42号12年７月26日
**

**石塚正英さんとの対談企画実現へ**

石塚正英さんは、日本におけるフェティシズム研究の第一人者であり、「歴史知」の提唱者です。

一九九八年にはやすいゆたかと石塚正英の対談と『月刊状況と主体』での往復論稿を集めた『フェティシズム論のブティック』が論創社から出版されています。そのＰＤＦ版は次のサイトで読むことができます。
http://www42.tok2.com/home/yasuiyutaka/shoin/fetibutic.pdf
実はやすいゆたかの「イエス・キリストの聖餐による復活」仮説は、この対談の中から生まれてきたのです。その意味で石塚・やすい対談は奇跡的な対談であったといえます。

あれから十五年が経ちましたが、その後の石塚さんは「歴史知」という学問の新たな捉え方を打ち出され、やすいは社会的諸事物や環境的自然まで含んで人間を捉え返す包括的な人間観をネオヒューマニズムと名付け、それぞれ精力的に学問の幅を広げてきました。そろそろ互いの歩みを学び合って、接合させることはできないかということで、公開の再対談を企画したわけです。

なお自然信仰を特徴にする日本的霊性について物心二元論的なアニミズムという誤解があり、また鈴木大拙の『日本的霊性』論のように、日本的な覚りの本領を道元や親鸞に求めるような誤解があります。日本的霊性の本来の意味が見失われているのではないかという共通の問題意識から、第二回対談の議論を始めようということになりました。

　なお再対談に向けて、石塚正英さんのこの間の論集とそれに関するやすいのコメント集、そして

この間のやすいゆたかの歩みについてのまとめを次のサイトに収録してありますのでご参照ください。
http://www42.tok2.com/home/yasuiyutaka/shinpo/taidannimuketemokuji.htm

**石塚正英とやすいゆたかの対談企画**歴史知研究会　第42回報告会

期日：12年９月１日午後２時～６時

会場：東京電機大学千住キャンパス１号館
２階一二一五セミナー室

報告者：やすい・ゆたか　石塚正英

テーマ：歴史知・フェティシズム・ネオヒューマニズムー報告者：やすい・ゆたか

第一部　日本的霊性からネオヒューマニズムへ

１．日本的霊性とは何か―鈴木大拙の霊性の基準は日本的か？

２．日本の自然信仰・事物信仰・霊信仰はアニミズムだったか？

３．和の精神と仏教的慈悲・天台本覚思想の覚り

４．本居宣長と西田幾多郎―「物のあはれ」と「物となって考え、物になって行う」

５．現代ヒューマニズムからネオヒューマニズムへ

６．21世紀とネオヒューマニズム

第二部　歴史知とフェティシズムー報告者：石塚正英

１．キリスト教の中の原初的信仰―マルクスを論じてフォイエルバッハに及ぶ

２．神話の二類型とその意味―ミュトスとしての神話とロゴスとしての神話

３．儀礼の二類型とその意味―フェティシズムの儀礼とイドラトリの儀礼

４．フェティシズム・歴史知・アソシエーションの関係

５．複合科学的身体論の可能性―フォエイルバッハを論じてフッサールに及ぶ

６．歴史知と多様化史観―循環史観と進歩史観のさきへ

総括　歴史知とネオヒューマニズムの接合―21世紀の良識に成り得るか

**古典講読コーナー**

**『十七条の憲法』続き**

**第三条 三曰。承詔必謹。君則天之。臣則地之。天覆地載。四時順行。万氣得通。地欲覆天。則致壊耳。是以君言臣承。上行下靡。故承詔必慎。不謹自敗。
読み下し 三に曰わく、詔を承けては必ず謹め。君をば則ち天とし、臣をば則ち地とす。天覆い地載せて四時順行し、万気通うことを得(う)。地、天を覆わんと欲するときは、則ち壊(やぶ)るることを致さむのみ。ここをもって、君言(のたま)えば臣承り、上行なえば下靡(なび)く。ゆえに、詔を承けては必ず慎め。謹まずんばおのずから敗れん。**
現代語訳 三にいう。大王(天皇)の命令をうけたならば、かならず謹んでそれに従いなさい。君主はいわば天であり、臣下は地にあたる。天が地をおおい、地が天をのせている。かくして四季がただしくめぐりゆき、万物の気がかよう。それが逆に地が天をおおうとすれば、こうしたととのった秩序は破壊されてしまう。
　そういうわけで、君主がいうことに臣下はしたがえ。上の者がおこなうところ、下の者はそれにならうものだ。ゆえに大王(天皇)の命令をうけたならば、かならず謹んでそれにしたがえ。謹んでしたがわなければ、やがて国家社会の和は自滅してゆくことだろう。

解説ー推古朝ではまだ「天皇」という称号は存在しなかった、天武朝以降だという学説が有力ですが、それは法隆寺関係の釈迦三尊像や薬師如来像の光背銘が後世の偽作だという前提に立っています。しかし私は「法興」年号は偽作の場合は書かれることは有り得ないと思います。何故なら、偽作者は蘇我氏の支配を示す「法興」年号の存在を消そうする立場ですから、わざわざ偽作した光背銘に書き込む筈はないからです。ということは逆に法興年号が存在し、推古朝から「天皇」号の使用が行われていたことになります。

厩戸皇子も天皇中心の中央集権的律令国家体制を志向していたので、天皇の命令は絶対だという専制的な立場を打ち出しています。

ただし、詔は天皇が恣意的に作成してもよいとは考えていません。第十七条を見ればわかりますが、重要事項についてはよく衆知を集め、議論を尽くしてから決定すべきだという立場ですから、天皇の意志である詔は、同時に衆議による決定でもあるということになります。
　これこそ民主主義だとまでは言えません。衆議と言いましても、当時はまだ豪族たちの話し合いという域を超えていません。その意味では支配者内部でよく話し合って決めるということですね。
　それはそうだとしても、我々はそれを現代の視点から学ぼうとする場合は、国民全体の議論を踏まえた国民の総意の形成を目指すべきだというように読み直すことが大切です。ルソーの言葉では「一般意思」の形成ですね。
　国家意志が形成された以上は、それが実現しなければ、国家は機能麻痺に陥り、解体の危機に瀕することになります。

君と臣の関係として君の命令に臣は従うとなれば、君がたとえ横暴で恣意的な決定をしても従わなければならないような印象を受けますね。しかもそれを天と地の自然の秩序と同一視することで、絶対服従を説かれているように読めます。
　しかしあくまでそれは、衆知を集め、衆議を尽くした結果の法であり、上司の命令であるから服さなければならないということなのです。
　ですから君の命令が理不尽で、民の生活が成り立たなくなくなるような命令ならば、それに対して臣は君に強く諫言して、撤回させるように働きかけなければなりません。そうでないと、結局民は追い詰められて、君に背くことになり、国家が転覆することにもなりかねないわけです。

それが秦の始皇帝や隋の煬帝の専制政治の破綻になったわけです。だから唐の太宗は『貞観政要』で自分を隋の煬帝の二の舞にしないために、勇気をもって諫言するようにと臣下に諭しているのです。

**第四条 原文 四曰。群卿百寮。以礼為本。其治民之本。要在乎礼。上不礼而下非齊。下無礼以必有罪。是以群臣有礼。位次不乱。百姓有礼。国家自治。
読み下し 四に曰わく、群卿百寮(ぐんけいひゃくりょう)、礼をもって本(もと)とせよ。それ民を治むるの本は、かならず礼にあり。上礼なきときは、下(しも)斉(ととの)わず、下礼なきときはもって必ず罪あり。ここをもって、群臣礼あるときは位次(いじ)乱れず、百姓(ひゃくせい)礼あるときは国家自ら治まる。**現代語訳 四にいう。政府高官や一般官吏たちは、礼の精神を根本にもちなさい。人民をおさめる基本は、かならず礼にある。上が礼法にかなっていないときは下の秩序はみだれ、下の者が礼法にかなわなければ、かならず罪をおかす者が出てくる。それだから、群臣たちに礼法がたもたれているときは社会の秩序もみだれず、庶民たちに礼があれば国全体として自然におさまるものだ。

解説ー礼は仁義が慣習として定着したものです。思いやりや真心である仁は、人それぞれに受け止め方が違います。ですから仁を行いとして示すことである義も、何が義であるかそれぞれの表現にずれが生じてしまい、その食い違いがいさかいの原因になることがよくあるわけです。
　そこで仁義はそれぞれの国や地域によってどのように表現すればよいのか、礼法として慣習化しておけば、争いが避けられるので、次第に固定してきたものです。

　ただしその慣習がその社会を構成している個々人の受け止め方とずれがありすぎますと、礼法は長続きしないわけです。

　ともかく法家のように権力者が厳しい法を定めて、違反者は徹底的に罰するという形での権力維持の仕方ではだめで、法が円滑に運用できるような礼法として慣習化し、臣下や人民を教化しておく必要があるという荀子的な礼治主義が強く打ち出されていたのです。

**第五条 原文 五曰。絶餮棄欲。明辯訴訟。其百姓之訴。一日千事。一日尚尓。况乎累歳須治訟者。得利為常。見賄聴 。便有財之訟如石投水。乏者之訴似水投石。是以貧民則不知所由。臣道亦於焉闕。
読み下し 五に曰わく、餮(あじわいのむさぼり)を絶ち、欲(たからのほしみ)を棄(す)てて、明らかに訴訟(うったえ)を弁(わきま)えよ。それ百姓の訟(うったえ)、一日に千事あり。一日すらなお爾(しか)り、況(いわ)んや歳(とし)を累(かさ)ぬるをや。頃(このごろ)、訟を治むる者、利を得るを常となし、賄(まいない)を見て  (ことわり)を聴く。すなわち、財あるものの訟は、石を水に投ぐるがごとく、乏しき者の訴は、水を石に投ぐるに似たり。ここをもって、貧しき民は則ち由(よ)る所を知らず。臣の道またここに闕(か)く。**
現代語訳 五にいう。官吏たちは饗応や財物への欲望をすて、訴訟を厳正に審査しなさい。庶民の訴えは、１日に千件もある。１日でもそうなら、年を重ねたらどうなろうか。このごろの訴訟にたずさわる者たちは、賄賂(わいろ)をえることが常識となり、賄賂(わいろ)をみてからその申し立てを聞いている。すなわち裕福な者の訴えは石を水中になげこむようにたやすくうけいれられるのに、貧乏な者の訴えは水を石になげこむようなもので容易に聞きいれてもらえない。このため貧乏な者たちはどうしたらよいかわからずにいる。そうしたことは官吏としての道にそむくことである。
解説ー『憲法十七条』は「役人の心得」を説いたものだとよく言われますが、「和を以て貴しと為せ」「篤く三宝を敬え」などは役人に限定することはありません。人民全体に説いているとも、国家の理念を説いていると捉えても差し支えないのです。

　第五条は訴訟を公正に処理すべきことを説いているので、役人の心得に当たると言えます。役人は自分の欲得で仕事をしてはいけません。あくまでも君主が仁義に基づく政治を行うのを役人として、体現しなければならないのです。

　そのためには、饗応や収賄によって訴訟の処理が左右されては絶対にならないのです。そんな誘惑に負けてしまえば、役人は財産や権力のある者に買収されて、特権階級のためにだけ働くことになり、一般人民のための王道政治はできなくなってしまいます。

　実際の訴訟は不正がまかり通って、貧しい人々の訴えはなかなか聞いてもらえなかったようですね。それでは王道政治を支えるという本来の臣道（しんどう）が欠けてしまっているというのです。

　あくまで人民のための、それも貧しい人々のための政治をはっきり掲げていたのですから、『憲法十七条』は人民本位の民本主義の立場が鮮明脱と言えます。

**第六条ー原文 六曰。懲悪勧善。古之良典。是以无匿人善。見悪必匡。其諂詐者。則為覆国家之利器。為絶人民之鋒釼。亦侫媚者対上則好説下過。逢下則誹謗上失。其如此人皆无忠於君。无仁於民。是大乱之本也。
読み下しー六に曰わく、悪を懲し善を勧むるは、古(いにしえ)の良き典(のり)なり。ここをもって人の善を匿(かく)すことなく、悪を見ては必ず匡(ただ)せ。それ諂(へつら)い詐(あざむ)く者は、則ち国家を覆す利器(りき)たり、人民を絶つ鋒剣(ほうけん)たり。また佞(かたま)しく媚ぶる者は、上に対しては則ち好んで下の過を説き、下に逢いては則ち上の失(あやまち)を誹謗(そし)る。それかくの如きの人は、みな君に忠なく、民に仁なし。これ大乱の本(もと)なり。**

現代語訳 六にいう。悪をこらしめて善をすすめるのは、古くからのよいしきたりである。そこで人の善行はかくすことなく、悪行をみたらかならずただしなさい。へつらいあざむく者は、国家をくつがえす効果ある武器であり、人民をほろぼすするどい剣である。またこびへつらう者は、上にはこのんで下の者の過失をいいつけ、下にむかうと上の者の過失を誹謗(ひぼう)するものだ。これらの人たちは君主に忠義心がなく、人民に対する仁徳ももっていない。これは国家の大きな乱れのもととなる。

解説ー天皇中心の集権国家形成を掲げ、仏教による慈悲を説いて、皆の幸福のために衆知を集めて話し合い、力を合わせていくという理念がはっきりしているのですから、何が善で何が悪か明確になっていると思ったのでしょう。それで「勧善懲悪」を掲げます。

　和を貴び力を合わせて平和な国づくりに貢献しようとすれば善であり、豪族の私的な利益を優先して、利権を争うような動きは悪なのです。

　当時は蘇我氏が仏教を崇拝して国をまとめようとしていました。厩戸皇子も蘇我氏系の皇族として、推古天皇を補佐する立場だったわけです。蘇我氏は厩戸皇子を前面に立てて、理念的道徳的にも国家をリードしていたのです。ですから太子も仏教や憲法を通して、蘇我氏の専制的支配を補完する役割を果たしていたわけですから、その意味では、憲法の内容は善であっても、蘇我氏支配という豪族支配に貢献したという意味では悪の面を払拭しきれなかったかもしれませんね。